３　大　田　　勤　議　員

１　国土交通省通知の入居資格条件緩和「同性パートナーを含む」など町営住宅条例に適用を
２　誰でも利用できる合葬墓の建設を早期に
３　避難所となる学校体育館のエアコン設置は文部科学省が示した空調設備支援制度の活用で

１　国土交通省通知の入居資格条件緩和「同性パートナーを含む」など町営住宅条例に適用を

令和元年第３回定例会で、公営住宅の住み替え・入居での保証人規定は削除、国土交通省住宅局長通達を守り入居者に安心をと一般質問を行った。国土交通省住宅局長は、２０１８年３月３０日付で、公営住宅管理標準条例案についての改正についてを都道府県知事などに送付され、改正点は、入居の際の連帯保証人に関する事項など条例の改正が必要となっており入居手続きでの保証人の義務づけを行わないこと、条例での規定を削除すること。

町長は単身高齢者の増加などを踏まえ、今後の公営住宅の入居に係る保証人の確保が一層困難になることが懸念されることから、保証人に関する規定が削除されており、当該標準条例の一部改正が行われた背景や、民法改正に伴い、今年度中には、当該保証人に係る規定の一部改正が必要になるものと認識しているところであり、北海道及び周辺自治体の動向を注視すると答えている。

北海道及び周辺自治体の動向を注視し、岩内町営住宅条例はどのように改正されたのか。

岩内町営住宅条例施行規則、保証人の変更では、第７条、入居者は、保証人がいなくなつたとき若しくはその適正を失つたとき又は保証人を変更しようとするときは、新たな保証人の連署する請書を町長に提出しなければならないとあります。

国土交通省の改正点は、入居手続きでの保証人の義務づけを行わないこと、条例での規定の削除ですが改正しない理由は何か。

改正しないために不利益を受けている住民はいませんか。

岩内町営住宅条例第３条、町は、住宅に困窮する低額所得者に住宅を供給するため町営住宅等を設置するとしている。国交省は２０１８年、低所得者に住宅を提供する目的を踏まえ、公営住宅への入居に保証人を求めない方針を打ち出した。公営住宅は、経済的に困難な人々に安定した住まいを提供する制度です。

町長は、住宅使用料の滞納など、入居者の責めに帰すべき事由が発生した際の保証人、という性格上、当町においても、住宅使用料の滞納が一定程度あること

からも、保証人の必要性、重要性も認識している、標準条例案の改正であることから、これによる町条例の改正が義務化されるものではないとしてますが、保証人の義務づけ条例を削除したことで滞納が増えた事例はあるのか。

入居資格を得た住民が、住宅条例施行規則、保証人規定による保証人を確保できず、実際に入居を辞退せざるを得ない事例があり、町営住宅入居請書の保証人欄・入居の申し込み、第６条第４項保証人が、住宅条例の趣旨、住宅弱者の支援に逆行している可能性があるのではないのか。

道営住宅では、連絡先があれば保証人は必要なしと振興局が答えている。町でもこうした対応が必要ではないのか。

２０２３年２月以降、道営住宅では同性カップルの入居が可能となったが入居要件が、パートナーシップ宣誓受領証等の交付者とされていたために道営住宅のある５１市町村で６市でしか入居できない実態があった。

岩内町での同性カップル入居申請や制度検討はしていたのか。

２０２５年３月、国土交通省が、公営住宅法に規定する事実上婚姻関係と同様の事情にあった者には、同性パートナーを含む旨、技術的助言の通知が発出され８月１日以降すべての道営住宅で入居申し込みが可能となった。

こうした通知は受け取っているのか。岩内町は、パートナーシップ制度導入は考えているのか。

道議会６月２７日の予算特別委員会で丸山道議が、パートナーシップ制度を導入していない道内市町村が運営する公営住宅で、道営住宅と同様、同性カップルの入居を認めることが出来るようになるかとの質問に対し、この度の道営住宅での取組を、市町村営住宅での運用の参考にしていただく、と答弁している。令和７年８月１日以降の道営住宅の公募においては、同性カップルであっても、事実上婚姻関係と同様の事情の者として取り扱うよう要件を拡大し、すべての道営住宅で同性カップルの入居申込みが可能との通知が出されている。

通知は共有されているのか。国土交通省の通知に基づいて住民サービスの質を保つ、岩内町営住宅条例の改正が必要ではないのか。

【答　弁】
町　長：
　１項めの、北海道及び周辺自治体の動向を注視し、岩内町営住宅条例はどのように改正されたのかと、２項めの、条例を改正しない理由については関連がありますので併せてお答えします。
　公営住宅に係る標準条例である公営住宅管理標準条例案については、平成３０年３月３０日付けで一部改正され、この中では、民法改正による債権関係の規定の見直しや、単身高齢者の増加などを踏まえ、今後の公営住宅の入居に係る保証人の確保が一層困難になることが懸念されることから、保証人に関する規定が削除されております。
　これについては、あくまで標準条例案の改正であることから、これに伴い、町条例の改正が義務化されるものとは考えておりませんが、岩内町営住宅条例における保証人の規定については、当該標準条例案の一部改正が行われた背景や、保証人の連署を必要としないこととすることができる規定により、これまでも実情に応じた免除を実施しており、本町の現状においては、住宅使用料の滞納が一定程度あることや、火災により発生した損害額を、補填していただいた実例もあるため、住宅使用料の滞納への対応としては、入居者の責めに帰すべき事由が発生した際の保証人という重要な性格上、その必要性は必須であることから、現行のとおり保証人を要することとし、その保証する極度額を定める必要な改正を行ったところであります。
　３項めは、改正しないために不利益を受けている住民はいませんかについてであります。
　保証人の連署については、高齢であること等により、保証人の確保が困難であると認められる者である場合は、申請により、保証人の連署を免除しているところであり、また、入居希望者から相談があった際には、それぞれ丁寧な説明を行ったうえで、制度についてご理解をいただいており、入居希望者の不利益は生じないものと考えております。
　４項めは、保証人の義務づけ条例を削除したことで滞納が増えた事例はあるのかについてであります。
　令和２年度から、保証人の義務づけ条例を削除した後志管内の一部自治体からは、このことが全ての要因ではないものの、使用料の収納率が、下降傾向にあると伺っております。
　５項めは、保証人を確保できず、実際に入居を辞退せざるを得ない事例があり、町営住宅入居請書の保証人欄が、住宅条例の趣旨、住宅弱者の支援に逆行している可能性があるのではないかについてであります。
　岩内町営住宅条例において、入居資格を得た住民が、保証人を確保できない場合には、申請により内容を確認のうえ連署を必要としないこととすることができるよう、保証人の免除に関する、特別な事情による救済措置を規定していることから、住宅条例の趣旨、住宅弱者の支援に逆行するとは考えていないところであります。
　６項めは、道営住宅のように、連絡先が有れば保証人は必要なしとする対応が必要ではないのかについてであります。
　町としましては、免除制度を設けた保証人の規定は必要なものと認識しておりますので、連絡先のみでの入居については考えていないものであります。
　７項めの、同性カップル入居申請や制度検討はしていたのかについてと、８項めの、国土交通省からの、公営住宅法に規定する、事実上婚姻関係と同様の事情には、同性パートナーを含む旨の通知は受け取っているのか。パートナー

シップ制度導入は考えているのかについてと、９項めの、令和７年８月１日以降の道営住宅の公募においては、すべての道営住宅で同性カップルの入居申込みが可能との通知は共有されているのか。国土交通省の通知に基づいて、住民サービスの質を保つ岩内町営住宅条例の改正が必要ではないのかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

２０２５年３月、国土交通省からの事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と同様の文言を用いた規定の解釈についてに関する通知文は、北海道を経由して受理しておりますが、道営住宅における、同性カップルの入居申込みを可能とする通知はありませんが、一部、概要についてを報道により承知したところであります。

よって、国からの通知内容を確認しておりますが、公営住宅は、安定した住居の場を確保することを目的として整備されており、その対象となる入居資格につきましては、従来より、法律上の婚姻関係や親族関係を前提とした世帯構成が基本となっていることから、本町における入居者の同居要件としましても、事実上婚姻関係にあるもの、また、その他婚約予定者も含む親族と規定しております。

しかしながら、パートナーシップ制度を導入している自治体では、同性カップルも法的婚姻に準ずる生活実態を有していることを公的に証明し、住宅に困窮している場合には、公営住宅においても従来の家族と同様に安定した住環境を提供する自治体も見受けられるところであります。

こうした中、本町においては、これまで同性パートナーとの同居に関する問い合わせがないことから、町営住宅の入居に関する同性パートナーシップ制度導入の検討には至っておりませんが、近年の社会状況の変化により、同性カップルをはじめとする多様な家族形態が広がりをみせていることを鑑み、今後において、他の自治体の事例やニーズも踏まえながら、入居要件の見直しに関する整理も必要になるものと考えております。

＜ 再 質 問 ＞

保証人の連署については、高齢であることなどにより保証人の確保が困難であると認められる者の場合は申請により保証人の連署を免除している。入居希望者からの相談は、それぞれ丁寧な説明を行い入居希望者の不利益は生じていないとしました。

また、連署を必要としないよう保証人の免除に関する特別な事情による救済措置を規定しているとしました。特別な事情による救済措置というのは何か。　入居希望者の不利益は生じないは丁寧な対応が行われていないのではないのか。

国土交通省は毎年、公営住宅への入居に際しての保証人の取扱い等に関する調査結果についてＨＰで公表している。令和６年４月１日時点での保証人を求めない事業体は１，６６７中４６３事業体です。

保証人を求める事業体の中で免除する場合があるの中に、例えば、高齢者、障害者、ＤＶ被害者、生活保護者、病気罹患者、被災者等の方で、保証人を確保することが困難なときは免除する場合があると注釈が打たれています。

こうした調査結果を町は共有しているのですか。

令和２年２月２０日、国土交通省住宅局住宅総合整備課長通達は、住宅に困窮する低額所得者に住宅を供給するといった公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であると考えています。当面、引き続き保証人の確保を入居の要件とする事業主体においても、通知の趣旨を十分踏まえ、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をお願いしたいといっております。

道営住宅もこうした趣旨から、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど対応しています。

町長は通達趣旨を踏まえ、入居者の事情に配慮した丁寧な対応を進め、岩内町営住宅条例の保証人義務づけの削除をすべきではないのか。

【答　弁】

町　長：

１項めは、特別な事情による救済措置は何かについてであります。

救済措置をする要件としましては、高齢であること等により、保証人の確保が困難であると認められる者と規定しており、国の事例としては、高齢者、障害者、ＤＶ被害者、生活保護者、病気罹患者、被災者等のほか、身寄りがない場合など、実情を聞き取り、保証人の連署が困難な場合は、免除を実施しているところであります。

２項めの、入居希望者の不利益は生じないは、丁寧な対応が行われていないのではないのかと、３項めの、国土交通省からの調査結果を町は共有しているのかについてと、４項めの、岩内町営住宅条例の保証人義務づけの削除をすべきではないのかについては、関連がありますので、併せてお答えします。

保証人の連署につきましては、住宅使用料の滞納への対応や、入居者の無断退去により、退去手続きを行うことが困難となった場合など、入居者の責めに帰すべき事由が発生した際の保証人という重要な性格上、その必要性は必須であることから、岩内町営住宅条例における保証人の規定を削除する考えには至っておりませんが、入居希望者から保証人に関する相談があった場合には、北海道経由で情報提供を受けている公営住宅への入居に際しての保証人の取扱い等に関する調査結果も踏まえ、丁寧な説明を行い、保証人を確保できない場合には、保証人の免除に関する救済規定を適用するなど、入居希望者に不利益が生じないよう配意してまいります。

２　誰でも利用できる合葬墓の建設を早期に

令和元年第２回定例会、焼骨の保管で不安を抱えている住民へ岩内町合同墓の設置で安心できる埋葬を、令和５年第２回定例会、合葬墓の早期建設で墓じまい・改葬などの不安住民へ安心を、について一般質問をおこない合葬墓についての町の考え問題点を聞いています。

宗教関係者から出された課題として、町内の宗教団体等からの協議の中で寺院等からの檀家離れ、また、石材店からはお墓を建てることを迷っている人が建てなくなる可能性があり、商売に直結してくる。ひいては墓じまいにより墓を訪れる人がいなくなり経済の衰退が懸念されるなどの課題が出されたとしています。

現在、岩内町には西側から地蔵寺、知恵光寺、全修寺、帰厚院、蓮華寺、光照寺、願誠寺、阿弥陀寺、本弘寺と９寺院ありますが、合同墓、合葬墓等を所有している寺院は。

８月、お盆を迎えて、各家庭が先祖の霊を迎えるとしてお寺や墓参りが各家庭で行われています。納骨堂の納骨壇の中には、お参りされず納骨壇が開かれていない所や納骨檀上に白い布で包まれたままの遺骨箱が納骨堂に安置されます。

町の事務に関する説明書で、令和４年、霊苑使用状況は２０９件、町内１８２件、町外２５件。墓地使用状況。使用許可５件。承継９９件。返還３５件。

令和５年、霊苑使用状況は２３３件、町内２０７件、町外２４件。墓地使用状況。使用許可２件。承継８８件。返還２３件。

令和６年、霊苑使用状況は２１１件、町内１８８件、町外２２件。墓地使用状況。使用許可４件。承継７６件。返還１９件。

この３年間合計で墓地使用許可は１１件。承継２６３件。返還７７件です。

返還７７件は、墓じまい、改葬、各寺院合葬墓への埋葬など返還の内容は。

寺院も無縁仏となった納骨壇や骨箱の対応に悩み、対策として数年前から境内等に合葬墓を設ける寺院が増えてきています。寺院として墓が無縁化する前に墓じまいや改葬をしたり、出来れば寺院が所有する合葬墓へ移動してもらうのがベストですが、利用料がネックとなり合葬墓への納骨が進まないのが現状ではありませんか。

町長は、合葬墓の建設については、宗教団体等より慎重な意見も多く寄せられたところでありますが、相対的に意見を集約すると、今後においては合葬墓が必要になるものと考えているとし、１、宗教関係者から出された課題の整理。２、合葬墓に関する施設管理のあり方。３、埋葬方法。４、管理料金等の利用条件の調査検討などが必要と答えています。

４年前に行ったアンケートでは、将来、墓じまいを考えたことがある４７．３％。お墓の継承者がいなくなるため墓じまいを考えるが８割でした。高齢化が進み、６５才以上の単身者世帯が増加している現在、自分たちのお墓を継ぐ、管理する人がいなくなる、子供に管理の負担をかけたくないからなどから合葬墓建設への切実な声が寄せられています。

アンケート実施から４年を経て、宗教関係者から出された課題の整理は進んでいるのか。

埋葬方法は焼骨を直接カロートに投入し埋葬する方法が主流でしたが、焼死者に対する尊厳の点から道内でも納骨袋の使用が増えてきています。

骨を直接カロートに投入せず、納骨袋などに入れてから埋葬する自治体が多くなってきているが町が考えている埋葬方法は。

合葬墓は、血縁関係のない複数の人の遺骨を一つの墓地に埋葬することです。

最近は、納骨袋に入れて埋葬し暫くは他の方の遺骨と混ざらないようにしていますが、一定期間が経つと骨袋や遺骨も土に還るため、最後は他の方の遺骨と混ざることに変わりはないがこうした配慮をしているところもあります。

町の合葬墓での埋葬方法ではこうした検討も行っているのか。

合葬墓に関する施設管理のあり方では、町内に住所または本籍を有していた方の焼骨の埋葬をしようとする方、住所がある、または住所を有していた方で、親族の焼骨を管理されている方などのように、申請者が合葬墓を設置する住民でなくても利用を可能とする等の検討は行っているのか。

無縁仏や管理者が不明となったお骨などにつきましては、法律的な手続を要することから、合葬墓を前提とした協議には含めておりません。行旅死亡人や、引き取る方が居ない場合の合葬墓の利用に関しては、合葬墓の必要性を検討するうえで、引き続き関係者との協議を行ってまいりますと答えています。

行旅死亡人、または死亡時に設置自治体に住所を有してた無縁者・無縁故者の検討は関係者との協議ではなく町が対応することではないのか。

使用料・管理費については、小樽市合同墓は、使用料、埋蔵する焼骨１体につき５，０００円で申請時に納付。収容数３，０００体。利用要件は、現在、焼骨をお持ちの使用者が市内に居住していること。埋葬者が市内に居住していた期間があること。市の墓地の使用者で、当該墓地に納められている焼骨を合同墓に改葬し、その墓地を返還すること。いずれかの要件を満たしていること。

後志管内倶知安町は、旭ヶ丘霊園共同墓地に合同納骨塚があり、目安として購入価格１万円。年間管理費はなし。収容数８００体。その他の費用、町民以外の方の場合は１５，０００円。

また、岩内町と人口同程度の長沼町合葬墓は、申込の要件として下記のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

長沼町に本籍を有している方。長沼町に３親等以内の親族を有している方。町民であった方、町内に１年以上居住していた方又は本籍を有していた方。

収容数は１，０００体。管理は長沼町が行いますので、継承者の問題やお墓が放置されるなどの心配はありません。

また、使用条件等を満たした方であれば、人種、国籍、宗教、思想などに関係なく使用することができるとあります。

合葬墓使用条件は様々な要件がありますが、１万円以下という市町は、札幌、小樽、北見、帯広、千歳、知内町、江別市、森町、小清水町、美幌町、室蘭、白老、砂川市です。１万円は根室市、厚真町、倶知安町の計１６市町で道内合葬墓設置３１市町の半分５１％が１万円以下の使用料です。

市町が運営する合葬墓は利用住民の利便性を考えて低廉な料金設定を行っています。料金設定はこうした他市町の取組を参考に受け入れ要件と併せて考えるべきではないのか。

単身老人世帯や老人夫婦世帯、少子高齢化や核家族化などで墓じまいや改葬に迷っている人、身寄りがない人、経済的に墓を建立することができない人、焼骨を自宅で保管するなど納骨が困難な状況にある人がいます。使用条件等を満たした方であれば、承継者の心配なく、人種、国籍、宗教、思想などに関係なく使用することができる合葬墓の設置に取り組むよう声が上がっています。町民は合葬墓の早期建設に大きな期待をかけています。

町長の判断は。

【答　弁】
町　長：
　１項めは、合同墓、合葬墓等を所有している寺院はについてであります。
　岩内仏教会から、合葬墓等を所有している寺院は、全修寺、帰厚院、蓮華寺の３箇所と伺っております。
　２項めは、返還７７件は、墓じまい、改葬、各寺院合葬墓への埋葬など返還内訳はについてであります。
　町に提出された返還届の内訳は、墓じまいが７１件、墓碑の移設が２件、建立中止が４件となっております。
　なお、墓じまいに伴う改葬届のうち、埋蔵先が寺院合葬墓であるかの把握はしておりませんが、町内寺院への改葬は１６件であります。
　３項めは、寺院への埋葬料がネックとなり、合葬墓への納骨が進まないのが現状ではありませんかについてであります。
　寺院における合葬墓への改葬状況については把握しておりませんが、寺院が設置した合葬墓の使用料や設定方法については、様々であり、埋蔵に関する費用の負担が困難な場合には、個別に相談に応じている寺院もあると伺っております。
　４項めは、宗教関係者から出された課題の整理は進んでいるのかについてであります。
　宗教関係者からの課題につきましては、寺院からは、墓じまいの助長、檀家離れ、既に合葬墓を建立した寺院があること、石材店からは、商売への影響などがあげられておりますが、町営の合葬墓建立の町民ニーズが一定程度あることから、共存・共栄が可能な合葬墓の設置に向けて、これらの課題についてご理解いただけるよう協議しておりますが、全てを納得できる状況には至っておりません。
　５項めの、町が考えている埋葬方法はについてと、６項めの、埋葬方法の検討も行っているのかについては、関連がありますので併せてお答えします。
　埋蔵方法の検討にあたっては、一つの合葬墓に多くの遺骨をあわせて埋蔵し、承継や改葬、宗教等による違いを前提としない合祀墓であるという認識のもと、カロートへの直接投入型のほか、骨壺収納型や、一定期間焼骨を保管する一時保管型など多角的な検討を行っております。
　なお、収納袋の利用や一時保管による埋蔵方法など、運用上の費用が発生する方法については、使用料への上乗せも併せて考慮しなければならないため、低廉に抑えるための検討も必要になるものと考えております。
　７項めは、申請者が住民でなくても利用を可能とする等の検討はについてであります。
　合葬墓の使用要件については、町に住民登録や本籍がある方、あるいは、過去に住民登録や本籍があった方、及び既存の墓地にお墓をお持ちの方が改葬する場合などのほか、身寄りの無い方に限った生前予約など、自治体によって使用要件が異なっており、要件を拡大することにより、施設規模への影響や、使用計画を大きく上回る場合もあることから、適正な使用要件を検討することが必要と考えております。
　８項めは、無縁者・無縁故者の検討は関係者との協議ではなく町が対応することではないのかについてであります。
　町内での行旅死亡人や無縁者等の対応については、これまで行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、身元や縁故者の調査等を行うとともに火葬を行い、寺院に引取りや供養を相談、依頼のうえ、対応いただいていることから、合葬

墓を利用するべきか、これまでと同様に寺院での対応とするかなど、町のみの対応ではなく、寺院等との協議が必要であるものと考えております。
　９項めは、料金設定は他市町の取組を参考に受け入れ要件と併せて考えるべきではないのかについてであります。
　各自治体で運営する合葬墓の使用料については、これまでの調査結果では、５千円から、５万円の設定など、自治体によって大きく異なりますが、平均で、１万５千円前後であるものと推計しております。
　こうした他の自治体の事例を参考にするとともに、使用料の設定につきましては、建設費用や管理費、現在の墓地使用料との兼ね合いなど、総合的に勘案し、慎重に検討を行う必要があるものと考えております。
　１０項めは、合葬墓の早期建設に向けた町長の判断はについてであります。
　合葬墓の建立については、お墓の承継の不安などから、一定程度の町民ニーズがあるという認識のもと、これまで他の自治体からの情報収集と宗教関係者や石材事業者との協議を行ってまいりました。
　今後におきましては、こうした情報収集や宗教関係者等との協議結果をもとに、本町における合葬墓の設置場所や収蔵規模の算定と財源の確保、設置にあたっての時期や規模、運用方法など、具体的整備内容を引き続き検討してまいります。

＜ 再 質 問 ＞

本町における合葬墓の建設場所や収蔵規模の算定と財源の確保、設定にあたっての時期や規模、運用の方法等が具体的整備内容を引き続き検討してまいると答えています。

住民は合葬墓の建設を待ち望んでいます。合葬墓を作ってほしいです。早急に進めてほしいです。安心して住める町作りに税金を使ってほしい。合葬は将来とても大切な事案だと思うので、ぜひ進めていただきたい。金銭的な問題でお墓に入れない方もいることもあり、これがあれば安心できます。墓じまいを考えていました。町で合葬墓を作って頂けましたら安心していられます。現在は元気にしておりますが、先を考えますと地元にいるのは私一人、岩内に戻る兄達もいませんので、今から少しずつ断捨離をしています。お寺の方も考えている状態。私は合葬墓でも作っていただければ、今からでも少し安心して暮らせると思いますなど、思いが寄せられていました。これは令和３年、町営合葬墓に関するアンケート調査での感想・意見です。

令和７年度町政執行方針で町長は、地域福祉の推進につきましては、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう地域共生社会の実現に向けた取組を進めるとしています。

アンケートからにじみ出る思いは老人にとって安心して暮らせるに繋がるものです。住民要望の合葬墓の建設は町長の執行方針、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現ではありませんか。早期の建設を進める必要があるのではないのか。

【答　弁】

町　長：

　合葬墓の建立については、お墓の承継の不安などから一定程度の町民ニーズがあることは認識しておりますが、一方では、設置に向けて事業を進めていく過程で、地域の宗教団体などから墓じまいの助長、檀家離れや石材店からは、民業圧迫を理由に反対があり、設置・導入に至らなかった町村もあることから、慎重な対応が必要と考えております。

　こうしたことから、引き続き宗教関係者等との協議や、情報収集を行うとともに、本町における合葬墓の設置場所や収蔵規模の算定と財源の確保、設置にあたっての時期や規模、運用方法など、具体的整備内容を継続して検討してまいります。

３　避難所となる学校体育館のエアコン設置は文部科学省が示した空調設備支援制度の活用で

公立学校の体育館等における空調設備の設置状況では、避難所にしている道内１，５０７校のうち空調設備が設置されているのは３．８％とごく一部です。

小中学校体育館等空調設備設置状況では、町内の体育館及び武道場数は５カ所あり、うち避難所指定の体育館分は４カ所、中学校内武道場１カ所となっています。

中学校での武道場とは何処を指すのか。

町の体育館等の空調設備設置数０カ所、空調設備設置率０％です。岩宇地域で体育館等の指定となっている学校は、泊村３カ所。神恵内村３カ所。共和町４カ所でいずれも空調設備設置率０％です。７月に起きたカムチャツカ半島付近での地震による津波から気象庁は各地に津波警報を発表した。警報が注意報に切り替わるまで約１１時間。猛烈な暑さの中で避難が行われ、自宅から指定された避難所へ移動し、警報から注意報に変わるまで避難所にとどまることになりました。

避難所となる体育館などの暑さ対策は。

全道１，５８２カ所の体育館及び武道場があり、そのうち避難所の指定箇所は１，５０７カ所。うち空調設備のある体育館および武道場は５８カ所。空調設備設置率３．８％となっています。町では、原子力防災などで体育館や武道場が避難場所となっているが、エアコン設置の検討はしたのか。

文部科学省による令和７年５月１日現在の公立学校の体育館等における空調設備の設置状況調査が示されています。文科省による令和６年度補正予算では、学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、交付金を新設し、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速するとして７７９億円が予算計上されています。

町は設置状況調査の趣旨と交付金の活用は検討されていたのか。

文部科学省が示した空調設備支援制度、空調設備整備臨時特別交付金は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速するとあります。町での対象校は、公立の小学校、中学校、義務教育学校となっていますが、避難者収容施設に指定されている体育館は、西小学校３，５８４人。東小学校２，６８７人。第一中学校２，７１５人。第二中学校３，４２１人が収容可能人員として計画されています。

２０２５年７月８月の共和町アメダス気象データでは、７月の気温で２９度超は１８日。このうち、３０度超は９日。８月の気温で２９度超は１３日。このうち、３０度超は７日と危険な暑さでした。

文部科学省が示す空調設備の設置に関する支援制度、空調設備整備臨時特別交付金以下、交付金を活用して行える工事内容について伺います。

避難所となる体育館及び武道場への空調設備・エアコンは避難住民が十分避難生活に対応できる冷暖房設備なのか。

大きな空間を持った体育館では床下、壁、屋根等の断熱化工事が必須と思うがこうした工事も交付金の対象になるのか。

冷暖房設置工事にともなう配管の新設・撤去・再配置・更新工事や新たな冷暖房機器を設置するため、高圧電力を受電したのち低圧に変換し施設内に供給する電気設備工事や電源確保工事なども交付金の対象になるのか。

対象となる冷暖房工事費への交付金は２分の１ですが、上限額・下限額は。使

用電気代も交付金対象になるのか。
　事業対象期間を令和６年から令和１５年までとし、対象施設において断熱性が確保されていない場合、断熱性確保のための工事を空調設置工事と併せて実施するもの、及び別の年度に実施するものを含むとしています。文科省は、各地方公共団体においても対策を検討していただいた上で、引き続き、教育環境改善に取り組んでいくとしている。
　対象施設への検討、制度設計はいつ行うのですか。
　災害時には避難所として活用される学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から空調設備整備臨時特別交付金の活用が求められています。
　町は、こうした計画があるのですか。あるのならば何時、制度設計をするのか。なければ計画は何時作るのか。
　町の所見を伺います。

【答　弁】

町　長：

２項めの、避難所となる体育館などの暑さ対策はについてと、３項めの、原子力防災など避難場所へのエアコン設置の検討はについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

災害時において避難所となる体育館などの暑さ対策につきましては、各小中学校で保有しているスポットクーラーや扇風機・大型送風機などの冷却機器、暗幕の活用などを想定しており、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定に基づき、協定事業者からも扇風機等の提供を受けることができることから、これらの冷却・循環能力をもつ機器を効果的に配置し対応することとしております。

さらに、北海道と、町内の宿泊業者が加入している北海道ホテル旅館生活衛生同業組合との協定に基づき、町から北海道に要請することで、空調設備のある町内の宿泊施設を避難場所として活用することも可能となっております。

また、避難場所となる体育館へのエアコン設置につきましては、現時点では、校舎の保健室と給食室のみ設置となっており、体育館への設置については、現在、売却・除却・民間利用など、あらゆる可能性を調査・検討中であるため、閉校後の利活用方針が決定していないほか、施設の用途変更によっては、新たな法的規制が生じること、更には、整備に必要な財源確保といった課題もあることから、具体的な検討には至っていないところであります。

いずれにしましても、避難所の運営にあたっては、避難者の方々の健康状態の把握や水分・塩分補給の勧奨を適切に行うとともに、年齢や体調等に応じて、空調設備が設置されている保健室や給食室への移動、あるいは、施設環境が良好な他の避難所及び民間宿泊施設への移送を検討するなど、避難所の暑さ対策について適切かつ丁寧に対応してまいります。

【答　弁】
教　育　長：
　１項めは、中学校の武道場は何処を指すのかについてであります。
　本町における中学校の武道場につきましては、岩内第二中学校の格技室となります。
　４項めの、町は設置状況調査の趣旨と交付金の活用は検討されていたのかについてと、９項めの、対象施設への検討、制度設計はいつ行うのですかについてと、１０項めの、町はこうした計画があるのですか。あるのなら何時制度設計をするのか。なければ計画は何時作るのか。町の所見を伺うについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。
　文部科学省において令和６年度に新設された、空調設備整備臨時特例交付金は、猛暑の深刻化による安心・安全な教育環境を確保するとともに、避難所としての機能強化を図る観点から、全国的に対策が遅れている小中学校体育館等の冷房設備整備を加速化するために創設されたものと認識しております。
　当該交付金の活用につきましては、対象施設が学校施設に限定されていることから、本町におきましては、令和８年度以降、既存の小中学校４校の閉校後、学校施設としての活用は見込めないこと、また、仮に令和７年度中に活用するとした場合でも、設計および工事期間を考慮すると、年度内の事業完了が見込めないことから、計画策定及び制度設計はおこなっておりません。
　なお、現在建設中の義務教育学校の体育館および武道場につきましては、避難所としての活用を前提に計画しており、文部科学省の他の交付金及び環境省の補助金を活用する中で、全館に冷暖房設備を整備しているところであります。
　５項めの、避難所となる体育館及び武道場への空調設備・エアコンは、避難住民が十分避難生活に対応できる冷暖房設備なのかについてと、６項めの、体育館では床下、壁、屋根等の断熱化工事が必須となるが、こうした工事も交付金の対象になるのかについてと、７項めの、冷暖房設置工事に伴う配管の新設や、電源確保工事等も交付金の対象になるのかについては関連がありますので、併せてお答えいたします。
　当該交付金は、災害時における避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点で創設されたものであるため、その補助対象となる工事内容については、簡易的なものではなく、冷暖房設備の設置工事、冷暖房設備の設置と併せて実施する床下、壁、屋根等の断熱性確保のための工事、これら工事に関連する配管の新設や電源確保のための工事等も含まれるところであります。
　８項めは、対象となる冷暖房工事費への交付金の上限額・下限額は。使用電気代も交付金対象になるのかについてであります。
　当該交付金の算定割合は２分の１で、算定対象の範囲を上限額は７，０００万円、下限額は４００万円としております。
　なお、空調設備に係る使用電気代につきましては、当該交付金の対象とはならないものの、令和７年度から新たに普通交付税措置が講じられております。

＜ 再 質 問 ＞

体育館への設置については、現在、売却、除却、民間利用など可能性を調査検討する中で、具体的な検討には至っていないとしました。

しかし、西小学校体育館等は住民避難場所として引き続き活用される体育館ではないのか。体育館への改修はすべて交付金対象になると答弁しています。

文科省は、令和６年度補正予算において、避難所となる全国の学校体育館への空調整備の加速化に必要な経費を計上し、新たな臨時特例交付金を創設しています。空調設備整備臨時特例交付金は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速するとしています。

取り組みを加速化するには体育館へのエアコンを設置する今が大きなチャンスではありませんか。

学校体育館への空調整備の早期実現に向けた支援のポイント、担当者向けのＱ＆Ａが８問設定され、文部科学大臣政務官による解説動画まで用意されています。避難所となる全国の学校体育館等への空調整備の加速にと文科省が取り組んでいるときに交付金を活用し耐災害性の向上を図るべきではないのか。

【答　弁】

町　長：

１項めは、西小学校体育館等は住民避難場所として、引き続き活用される体育館ではないのかについてであります。

既存校利活用の大枠の方針では、西小学校体育館について、校舎と一体の防災拠点施設として活用するとしているところでありますが、町では、閉校後における西小学校を含めた４校の利活用について、様々な可能性を探り、選択肢を広げる意味から、売却やＰＦＩなどによる民間活力の導入も検討が必要と判断し、現在、あらゆる可能性を調査・検討中であるため、閉校後の利活用方針については、具体的には決定には至っていないところであり、今後、様々な協議を進めていく中で、大枠の方針についても、修正が生じる場合もあり得るものと考えております。

いずれにしましても、今後も既存４校の利活用方針の状況も踏まえた中で、避難所としての必要な設備・機能や、あり方等について、引き続き検討してまいります。

【答　弁】

教　育　長：

２項めの、交付金の活用にあたり、取組を加速化するは体育館へのエアコン設置の大きなチャンスではありませんかについてと、３項めの、交付金を活用し耐災害性の向上を図るべきではないのかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

文部科学省において令和６年度に創設された、空調設備整備臨時特例交付金につきましては、対象施設が学校施設に限定されていることから、本町におきましては、令和８年度以降、既存の小中学校４校の閉校後、学校施設としての活用は見込めないこと、また、仮に令和７年度中に活用するとした場合でも、設計及び工事期間を考慮すると、年度内の事業完了が見込めないことから、本町においては、当該交付金を活用した空調設備を実施するには至らないものと判断しております。